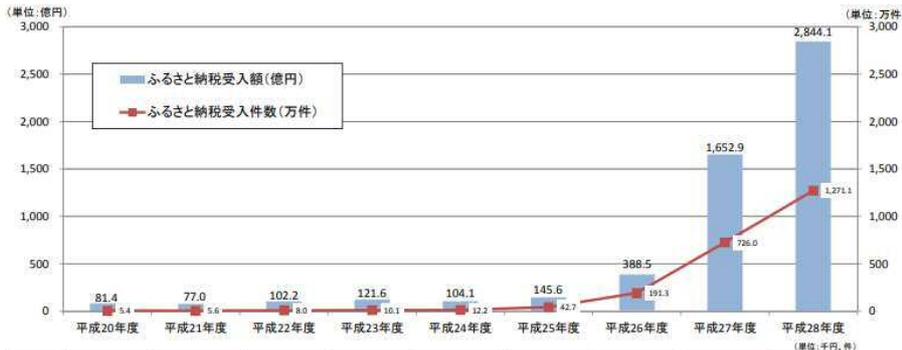


● 不動産ソリューションコーナー

簡単にできるお得な節税対策!?

～ふるさと納税を活用して、豊かな生活を実現しよう～

ふるさと納税をご存知ですか？総務省 自治税務局の1,788の地方団体調査によると、ほとんどの方が知っているのに、まだ1割程度しか利用されていない、という制度なのですが、どうせ納税するなら、ぜひ活用して頂きたい『お得な制度』の一つです。



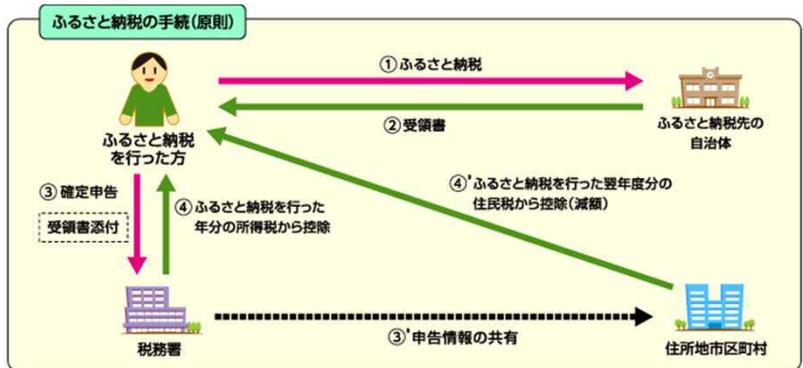
年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)	284,408,875 (50,123,497)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,897)	12,710,780 (2,566,587)

※ 全地方団体(都道府県及び市区町村)を対象に調査を実施。
 ※ 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの(法人からの寄附を含む地方団体もあり)。
 ※ 平成23年度東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
 ※ 「平成27年度」及び「平成28年度」の欄のうち、()内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績(把握している限りのデータを回答している地方団体もあり)。

総務省によるふるさと納税の利用実態調査結果。
 ここ数年、一気に伸びていますが、まだまだ人口に対する利用率は約1割程度で『知っているも利用されていない』というのが実態のようです。

ふるさと納税とは、各自治体に寄付を行うことで、所得税の還付や住民税の控除が受けられ、寄付された自治体から返礼品を受け取れる制度です。自己負担は基本2,000円で、30%程度の還元率の返礼品を自治体から受け取れる、という仕組みです。控除増減額は収入や世帯数によっても変わりますが、収入1,000万円のご夫婦で約17万円を寄付金に当てることができるので、その分の返礼品が得になる、という形

です(総務省HPより)。難しい仕組みのように思われますが、確定申告をされているオーナー様であれば、税理士さんに相談頂ければ、簡単に手続きも可能です。



また、インターネットで簡単に返礼品から納税先の自治体を選べたり、手続きをすることができるようになってきていることも昨今利用率が増えている要因の一つです。

2018年の納税期限は12月31日まででまだまだ時間があります。

『ふるさと納税』でインターネットで検索していただくと、簡単に登録・検索できます。寄付額に上限はありますが、賃貸経営で納税額が多いオーナー様ほど活用のメリットが高いため、ぜひ活用してみてください。